

## 6-1 なぜ高圧機器の 絶縁耐力試験（耐压試験）をするの？

電気設備技術基準で、基本的には次のように規定されています。

第13条 電路は**大地から絶縁**すること。

第15条 高圧または特別高圧の電路において、

最大使用電圧が7,000V以下の電路は、

交流の電路 : 最大使用電圧の1.5倍の交流電圧を  
電路と大地間（多芯ケーブルにあっては、  
心線相互間および心線と大地間）に連続して  
10分間印加したとき、**これに耐える性能を  
有すること。**

- \* 電線にケーブルを使用する交流電路においては、  
最大使用電圧が7,000V以下の電路は、  
交流試験電圧の2倍の直流電圧を電路と  
大地間（多芯ケーブルにあっては、心線  
相互間および心線と大地間）に連続して  
10分間印加したにとき、これに耐える性能  
を有すること。

上記の趣旨により、絶縁耐力試験を実施するのである。